

令和3年9月

宇土市議会定例会議案（その2）

令和3年9月3日招集

令和3年9月市議会定例会議案（その2）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第58号	令和2年度宇土市水道事業会計決算の認定について	1 別冊
議案第59号	令和2年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について	〃
議案第60号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第15号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について	2 別冊
議案第61号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第16号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	3
議案第62号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第18号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第6号）について	4 別冊
議案第63号	公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第64号	宇土市個人情報保護条例及び宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	6
議案第65号	宇土市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第66号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	8
議案第67号	宇土市道路線の認定について	9
議案第68号	令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について	12 別冊
議案第69号	令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	〃

議案第70号	令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	13 別冊
議案第71号	令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について	〃
議案第72号	令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	14 別冊
議案第73号	令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
議案第74号	令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について	15 別冊
議案第75号	宇土市教育長の任命について	16
議案第76号	宇土市教育委員会の委員の任命について	17
報告第15号	令和2年度宇土市財政の健全化判断比率について	18 別冊
報告第16号	令和2年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率について	19 別冊
報告第17号	令和2年度宇土市水道事業資金不足比率について	〃
報告第18号	令和2年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について	20 別冊
報告第19号	専決処分の報告について 専決第14号 損害賠償額の決定について	21
報告第20号	専決処分の報告について 専決第17号 損害賠償額の決定について	22

議案第58号

令和2年度宇土市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により，令和2年度宇土市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

議案第59号

令和2年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により，令和2年度宇土市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

議案第60号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和3年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第15号

専 決 処 分 書

令和3年度宇土市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年7月15日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

議案第 6 1 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により，下記の事件を専決処分したので，同条第 3 項の規定により次のとおり報告し，その承認を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第 1 6 号

専 決 処 分 書

熊本県市町村総合事務組合同約（平成 1 6 年 9 月 2 9 日熊本県指令市町村第 1 6 号）の一部変更について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和 3 年 7 月 2 8 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

熊本県市町村総合事務組合同約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により，熊本県市町村総合事務組合同約（平成 1 6 年 9 月 2 9 日熊本県指令市町村第 1 6 号）の一部を次のとおり変更する。

熊本県市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合同約（平成 1 6 年 9 月 2 9 日熊本県指令市町村第 1 6 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「くまもと県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院設立組合」に改める。

附 則

この規約は，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し，この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合同約の規定は，令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

専決理由

規約を変更する必要性が生じたが，緊急を要し，議会を招集する時間的余裕がないため，専決処分するものである。

議案第 6 2 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により，下記の事件を専決処分したので，同条第 3 項の規定により次のとおり報告し，その承認を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第 1 8 号

専 決 処 分 書

令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 6 号）について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により，別冊のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 1 2 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

専決理由

既定予算を補正する必要性が生じたが，緊急を要し，議会を招集する時間的余裕がないため，専決処分するものである。

議案第 6 3 号

公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への宇土市職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「第 2 条第 1 項第 2 号」を「第 2 条第 1 項第 3 号」に改め、同項第 3 号中「すべて」を「全て」に改め、同項第 4 号中「第 2 条第 1 項第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に改め、同項第 5 号中「前 4 号」を「前各号」に改め、同条第 2 項第 1 号中「第 2 8 条の 4 第 1 項」の次に「、第 2 8 条の 5 第 1 項」を加え、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 会計年度任用職員（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する職員をいう。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公益的法人等への再任用短時間勤務職員の派遣を可能とし、柔軟な人事配置を行うため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第64号

宇土市個人情報保護条例及び宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市個人情報保護条例及び宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市個人情報保護条例及び宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(宇土市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 宇土市個人情報保護条例(平成15年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第30条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 5 号

宇土市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例
宇土市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 1 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5 6 5 人」を「5 5 5 人」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

宇土市消防団員の定員を変更するため，条例を改正する。

これが，この議案を提出する理由である。

議案第 66 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 50 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 消防団員の項中

「

機関員 (加算分)	年	7, 200 円
機能別団員	年	5, 000 円

」を

「

機能別団員	年	5, 000 円
-------	---	----------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

宇土市消防団員の機関員として業務に従事する団員の年額報酬の支給方法を実情に合わせて見直すため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 67 号

宇土市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき，次のとおり市道の路線を認定する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
3-179	上松山 10 号線	松山町字宮ノ前 1 639 番 15 地先	松山町字宮ノ前 1 643 番 8 地先	
3-180	上松山 11 号線	松山町字宮ノ前 1 639 番 4 地先	松山町字宮ノ前 1 639 番 9 地先	

提案理由

市道の路線を認定するには，道路法第 8 条第 2 項の規定により，議会の議決を経る必要がある。

これが，この議案を提出する理由である。

認定路線位置図



認定路線位置図



議案第68号

令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について

令和3年度宇土市一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり定める。

令和3年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第69号

令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第70号

令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第71号

令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第72号

令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第73号

令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について

令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和3年9月3日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 74 号

令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により，議会の議決を必要とする。

これが，この議案を提出する理由である。